

他団体における苦情処理状況等について

1 県内の条例制定の動き

H12～ H15	・新座市(12)・川越市(13)・志木市(14)・桶川市(14)
	・さいたま市(15)・蕨市(15)・朝霞市(15)・八潮市(15)・吉川市(15)
H16～ H20	・所沢市(16)・草加市(16)・坂戸市(16)・越谷市(17)・和光市(17) ・熊谷市(17)・北本市(18)・東松山市(18)
	・行田市(19)・三郷市(19)・春日部市(19)・上尾市(19)・富士見市(20)
H21～ H27	・入間市(22)・久喜市(22)・鶴ヶ島市(22)・川口市(24)・鴻巣市(23)・加須市(23)
	・深谷市(26)・ふじみ野市(27)

※40市中30市が制定済み(県内市全体の75%)
平成27年9月末現在

2 苦情処理機関、件数

No.	団体名	条例制定	苦情処理体制	苦情申出件数		処理状況 (意見表明、助言、勧告等)	機関設置根拠
		有(○)・無(空白)	有(○)・無(空白)	26年	25年		
1	さいたま市	○	○	1	4	意見表明	苦情処理委員
2	川越市	○	○				
3	熊谷市	○					
4	川口市	○	○				
5	行田市	○					
6	秩父市						
7	所沢市	○	○	0	1	意見表明	苦情処理専門委員
8	飯能市						
9	加須市	○					
10	本庄市						
11	東松山市	○					
12	春日部市	○					
13	狭山市						
14	羽生市						
15	鴻巣市	○					
16	深谷市	○					
17	上尾市	○					
18	草加市	○	○				専門委員
19	越谷市	○	○				苦情処理委員

20	蕨市	○					
----	----	---	--	--	--	--	--

No.	団体名	条例制定	苦情処理体制	苦情申出件数		処理状況 (意見表明、助言、勧告、)	機関設置根拠
		有(○)・無(空白)	有(○)・無(空白)	26年	25年		
21	戸田市						
22	入間市	○					
23	朝霞市	○	○				男女不平等苦情処理委員
24	志木市	○	○				
25	和光市	○	○				
26	新座市	○	○				
27	桶川市	○	○				男女不平等苦情処理委員
28	久喜市	○	○				審議会で処理
29	北本市	○					
30	八潮市	○	○				苦情処理委員
31	富士見市	○					
32	三郷市	○	○	1	0	審査非該当	苦情処理委員
33	蓮田市						
34	坂戸市	○					
35	幸手市						
36	鶴ヶ島市	○					
37	日高市						
38	吉川市	○	○				審議会で処理
39	ふじみ野市	○	○				苦情処理委員
40	白岡市						